

講座 漁業法入門

(第一回)

浜本 幸生

(水産庁沿岸漁業課)

一、現行漁業法の制定による

「漁業改革」

民主化の一環

現在の「漁業法」は、第二次世界大戦終了直後の昭和二十四年に、それまでのいわゆる「明治漁業法」を廃止して新たに制定されたものであるが、この「漁業法」は、当時の連合軍最高司令部の日本民主化政策の一環として、これより先に行われた「農地改革」がみずから耕作する農民に土地を与えたと同じく、みずから働く漁民に漁業権を与えるという「漁業改革」のために立法されたものなのである。

そして、「漁業改革」のために、従来の「明治漁業法」に基いて、免許されていた漁業権のすべてを、政府が補償金を交付して一斉に消滅させるという「旧漁業権の一斉消滅補償」が行われている。

このことは、新しく制定された「漁業法」によ

って免許されることとなる新漁業権への切換えのために旧漁業権の全部を消滅させたのであって、この際になされた「政府の補償」も、現在の「漁業法」が施行されることに伴って従来の「明治漁業法」が廃止されることにより、「明治漁業法」によって免許されていた「旧漁業権」がその法的基礎を失うため効力が失効することとなるので、この「旧漁業権」の失効に伴う損失の補償として、なされたものである。

免許料制度と補償金

そしてこのことに政府が支出した補償金(総額約一八二億円)は、新しい「漁業法」によって免許された「新漁業権者」が毎年納める「免許料」により償還されることとしていた。したがって、政府が「旧漁業権を買上げ」たのではなく、いわば政府がなかたちとなって漁業権の「再配分」が行われたのであって、この点も「農地改革」による農地の再配分と同様である。

ただし、この「免許料制度」は、昭和二十八年に議員立法により廃止された。(したがって、現行の「漁業法」では、第五章八第七五条から第八一条までVが削除され欠落している。)

この漁業制度改革による補償金総額約一八二億円は、年利五分五厘、償還期限五年の漁業権証券で交付された。一斉消滅時においては「漁業会」(「明治漁業法」による漁業権の所有、管理団体)が専用漁業権(現在の第一種共同漁業権の前身)の九三%、他の漁業権も六〇%以上を保有していたので、総補償金の約八〇%以上で沿岸零細漁民

の組織である「漁業会」に交付されたのである。「漁業会」では、専用漁業権あるいは区画漁業権等でその漁業を会員に各自行使せしめていたもの(すなわち「組合管理漁業権」)については、交付された漁業権証券の裏面に各会員の持分を記載した。しかし、補償金は分割されず、証券の資金化を通じて共同利用施設等に振り向けられ、沿岸漁業を産業として確立するための資金とされ、そして漁業組合に引継がれていたのである。

水産業協同組合

「漁業改革」においては、漁業権の再配分のほかに、「明治漁業法」によって専用漁業権区画漁業権等の漁業権の所有主体として設立され、漁場の管理や調整にあたった「漁業組合」(水産業団法による戦時統制のために前述のように一斉消滅時には「漁業会」と名前が変わっている。)制度が廃止され、「新漁業権」の権利主体には、すでに制定されていた(昭和二十三年)「水産業協同組合法」に基いて設立される「漁業協同組合」が「漁業組合」に代ってあてられることになったことが、重大な漁業制度の変革(あるいは「水協法制度の変革」であるかも知れない。)となつていふことを見落すわけにはいかない。

すなわち、「水協法」は、漁民の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図る(同法第一条)ことが法の目的であり、「漁業協同組合」はまた、その行う事業によってその組合員のために直接

奉仕することを目的（同法第四条）とするなど、戦後明確にされた「協同組合原則」——小規模事業者の相互扶助、組合設立任意、組合加入・脱退自由等——（独占禁止法第二四条参照）に則った「漁民の経済連合体」である。

ところが、この本来は「漁民の経済連合体」であるところの「漁業協同組合」に対して、漁業改革によって、関係漁民のための「漁業権管理団体」の性格を併せ持たせることとなったのである。

漁業協同組合の二つの性格

したがって、現在の「漁業法」の制度においては、「漁業協同組合は、「漁民の経済連合体」であると同時に、共同漁業権、特定区画漁業権という「組合管理漁業権」（漁業協同組合が漁業権の権利主体であるが、組合自身はその漁業を営まないで漁業権の管理にあたり、その漁業権の内容たる漁業はその組合員が「権利」（漁業行使権）として営む漁業権——漁業権者がみずからその漁業権の漁業を営む「自営漁業権」（定置漁業権など）に対してこのように呼ばれる——）の「漁業権管理団体」であるという、二面の性格を有しているのである。

そして、このような漁業協同組合の二面性を調節するために——というより、先に述べた組合設立自由、組合加入・脱退自由といった「協同組合原則」との調節のために、「漁業法」では、いろいろ複雑な規定を置いている。

協同組合原則との調整

例えば、漁業協同組合が定款で任意に定めることができる「組合の地区」（イ）によって拡大されることもある）に対して、その漁業権にあずからしめるべき関係漁民の範囲を、共同漁業権については「関係地区」、区画漁業権については「地元地区」として、都道府県知事が「漁場計画」の策定にあたってあらかじめ決定しておく制度（第一条一項）や、関係地区、地元地区に居住する組合員の漁業行使権を保障するための漁業権行使規則の制定、改廃にあたっての書面同意制度（第八条三項、五項）があり、一方、「漁業協同組合」に漁業権を免許しても、組合設立任意及び組合員の加入・脱退自由の原則にてい触することのないように、漁業権の免許申請を共同になすべき義務（第一四三条三項）、漁業権免許後の共有請求制度（同条四項）、漁業権免許の適格性をその関係漁民の全部ではなく三分の二以上とする規定（同条二項、六項、八項）及び組合に加入しなくとも漁業権の内容となっている漁業を営める規定（同条一一項）や、定置漁業権の免許の最優先順位者として、地元漁民の七割以上を含む漁業協同組合（第一六条八項一号）のほかに、同様の構成となる合名会社、株式会社などの「法人」（同項二号）及び法人格を持たない「網組」、「大敷組合」等の「人格なき社団」（漁業法附則（昭和三十七年法律一五六号）第三条）を認めている規定などである。

次号から、現在の「漁業法」に至るまでわが国

の漁業に関する制度がどのような変遷をたどってきたかという「漁業制度の沿革」をはじめとして「漁業法」の解説を進めていくこととするが、そのなかで「漁業協同組合」という言葉が出たときには、本章でいろいろ述べた事柄——とくに「漁業協同組合」が沿岸漁民の「経済連合体」であり、かつ、沿岸漁民各自が共同に利用している漁場を管理する「漁業権管理団体」であること——を、振り返ってみていただきたい。

（つづく）

次号 予告

- インタビュー（予定）
- ポスト二百海里と漁協運動
- 漁家経営診断の理論と実際……………山本 辰義
- 決算整理……………大崎光四郎
- 内部統制制度の確立（2）……………本山 梯吉
- 講座 水協法入門②……………平林 平治
- 講座 漁業法入門②……………浜本 幸生
- 漁協指導監査士受験者のために③
- 鶴原にて
- 漁協経営相談
- 減量経営のポイント

講座 漁業法入門

(第二回)

浜本 幸生

(水産庁沿岸漁業課)

一、漁業制度の沿革

(1) 古代の漁業法制

海幸彦、山幸彦の神話があるように、わが国では大昔から漁業が行われてきているが、漁業に関する最初の法制としては、大宝令の雑令中に、「山川藪沢の利は、公私之を共にす。」との定めがある。

この定めは、河海における漁業は大体万民の自由であることを原則とするという趣旨である。

しかし、上古において前に述べた神話が示すように、漁業関係につきすでに勢力分野的な現象があったとみるべきであり、その後、時代が進み各地方の土豪、豪族等が勢力を占めるに至って、漁場の利用関係にもおのずから勢力分野が進んで、漁場の権利化があったと考えられる。

鎌倉時代以後に至っては、封建制度の発達とともに漁業法制もまた領主、豪族の治下に各地方で変遷、発達し、また漁法の発達によって漁場の利用関係も複雑化してきた。

(2) 江戸時代の漁業法制

江戸時代に入っては、農民の自家用食料や肥料を目的として農業の副業的形態であった漁業が、農業から分化、発達して沿岸各地に漁業を専業とする漁村部落ができてきた。そして、各地方に現在の漁業権、入漁権の原型である漁場利用の権利関係が形成されている。

また、江戸時代には各種の漁具、漁法が発達し、現在みられる漁具、漁法のほとんどすべてのものが存在していたといわれる。

この時代は、封建制度が発達して、各藩の藩主が土地と同じように水面も領有するということが前提として、永年の漁場利用の慣行により、または功績、貢納等による特許により、地先の漁場を地元の漁村部落が独占的に利用する権利が認められた。

そしてこの権利は、その漁村部落の漁民全体の総有に属し、村中総漁民による漁場の入会い利用であった。(この権利は、いわゆる「海の入会い」であつて、その性質は、水面を漁業に利用する権利というより、むしろ、部落による地先水面の所持(所有)であつたといわれる。)

また、網漁業のように部落漁民の入会い漁業に適さない漁業については、一人または数人の仲間、藩主からその漁業による漁場の独占利用権が特許されていた。

この時代は封建制度であつたから全国に通ずる漁業法制がある訳ではなく、各藩において規制していたのであるが、この時代の漁業法制に関する

一般原則として、例えば「磯は地付き、沖は入会い」という原則があり、部落又は個人による漁場の独占利用権は磯(すなわち沿岸部)に限定され、沖合部は附近漁民の共同の利用に供されていた。(この原則は現在も踏襲されている。)

(3) 明治維新後の漁業法制

明治維新によって藩政が消滅したので、従来の漁場の独占利用権の基礎を失ったが、新政府は漁場秩序の混乱を避けるため従来の漁業利用の慣行はそのままの形で認めることとしたが、明治八年に「太政官布告」を出して、海面はすべて官有であることを宣言し、従来の漁業上の利用関係を一切否認して、漁業のために海面を使用しようとする者には新たに海面借用の申請を出させ、借区料を徴収しようとした。

しかし、漁業者は申請にあたり漁場区域の拡張を争って漁場紛争が続発するところとなつたので、政府は翌九年にこの布告を事実上取消して、漁業者には府県税を課し、府県においてなるべく従来の慣習に従って漁業取締を行うこととした。

(4) 漁業組合準則の制定

明治十年代の経済の急速な変化に伴い、従来の漁業旧慣について紛争が深刻化したので、政府は明治十九年に「漁業組合準則」を定め、旧来の漁業慣行を基礎とした漁業秩序の確立を図るため、各地に漁業組合を組織させ、これを単位として漁場区域と操業規律を組合規約の形で定めさせて、旧来の慣行を自治的に確認させようとしたが、漁業組合の定めた規約では漁場区域を旧来の慣行を

越えて自己の漁場を広く定めるなど、漁業紛争は絶えなかった。

(5) 漁業法の制定

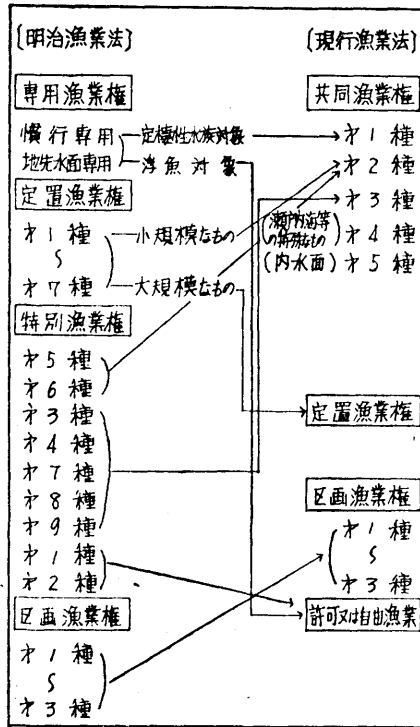
明治三十四年、政府は漁業問題の抜本的解決を図るため、「漁業法」をはじめ制定し、法律による国家統制を行った。

しかし、この法律は、漁業権の法的性格が明確でない等の理由で直ちに改正の議が起り、明治四十三年に全部改正により（実質的にはごく一部分の改正である）、いわゆる「明治漁業法」が制定されるに至った。

(6) いわゆる明治漁業法の概要

明治四十三年全部改正の「漁業法」（明治四十三年法律第五八号）は、いわゆる明治漁業法であって第二次大戦後に現行漁業法制定による漁業改革がなされるまで、ながい間わが国の漁業秩序を維持してきた。

(参考) 現行の漁業法における漁業権と、前述の明治漁業法による漁業権との関係は、あらかし次のようである。



この法律では、専用漁業権、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権の四種の漁業権と入漁権の制度、漁業許可制度、漁業組合制度等を定めている。

漁業権、入漁権制度は、藩政以来の漁業慣行をそのまま各形態に応じて組み入れたのであった。

（すなわち、江戸時代からの旧慣を漁場の利用関係、権利主体等各般の点において、できるだけ従来の実態的關係をそのまま認める趣旨の下に、近代法的に整備したものであった。）

すなわち、地先水面における地元部落民の入会慣行を「専用漁業権」に、他部落の地先水面への入会慣行を他人の専用漁業権に対する「入漁権」に、個別的独占漁業では、漁具を定置してするものを「定置漁業権」に、具類等の養殖をするものを「区画漁業権」に、その他のものを「特別漁業権」に、それぞれ構成した。

また、専用漁業権には、慣行に従って免許された「慣行専用漁業権」と、慣行に基づかず新たに申請によって「漁業組合」のみに免許された「地先水面専用漁業権」の二種があった。しかし慣行専用漁業権はいったん免許されると漁業種類の増加や漁場区域の拡張が不可能とされていたの

で、地先水面の従来の入会慣行のものは、ほとんど地先水面専用漁業権として出願し免許されている。

漁業許可制度は、自由漁業、届出漁業、許可漁業及び禁止漁業の各制度に分けられ、「自由漁業」はその漁業開始について特に制限又は禁止を受けることなく自由に営みうるものであり、「届出漁業」はその漁業を開始することに制限はないが、その漁業を開始することを行政庁に届出の義務を課すものであり、「許可漁業」は主務大臣または都道府県知事の許可を受けなければ漁業を営むことを禁止された漁業であり、「禁止漁業」は何人にもその漁業を営むことを禁止した漁業であって、その漁業を許可できないものである。

漁業組合制度は、「漁業組合は漁業者の部落の区域又は市町村の区域によりその組合の地区を定めるもの」とし、前述のように地先水面専用漁業権の権利主体として構成された。このことは、従来部落総漁民が人的に結合した団体（実在的综合人と呼ばれる）が、対外的にはその部落独占の漁業利用の慣行（権利）を主張し、対内的には部落各漁民の行入会い漁業の管理をしてきたものを、部落漁民によって近代法に準拠した漁業組合という新たな地域共同体を組織させ、これに法人格を与え、漁業権の権利主体たらしめ、実質的に従来の漁村部落に地先漁場の独占利用権を保持させたものであった。

(つづく)

講座 漁業法入門

(第三回)

浜本幸生

(水産庁沿岸漁業課)

三、漁業法の所管事項と目的

(第一条)

(1) 漁業法の所管事項

漁業法は、「漁業生産に関する基本的制度」つまり、漁場の利用関係——漁場を誰に、どう使用するかを定める制度である。

したがって、漁業という営業（資金を準備し、生産手段を整え、魚を採り、その漁獲物を販売して収入を得、利潤をあげる。）生産部門と流通部門に分けることができるが、漁業法は、この漁業という営業の中の生産部門——現実に漁場で魚を採る部分——を所管事項とするものである。

(2) 漁業法の目的

漁業法は、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構（海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会等）の運用によって「水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させる」こと

と、「漁業の民主化を図る」ことを目的として
いる。

つまり、「漁場の総合的高度利用」と「漁業の民主化」（一月号参照）とを目的とする。

四、「漁業」等の定義（第二条）

法令に使用されている用語は、日常用語と違って、だいたい一定の意味付けがあるものであるが、特に法律で、「漁業」、「漁業者」及び「漁業従事者」の三用語については、その意味を限定している。

(1) 「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

つまり、「漁業」とは、「水産動植物」の「採捕」又は「養殖」をすることと、それを「事業」とすることとの要素を含んでいる。

(2) 「水産動植物」とは、魚類、貝類、藻類、鯨その他の海獣、イカ、ウニ、ヒトデその他の魚類、貝類以外の水産動物等の一切の水産生物をいう。

その範囲は、水産生物学上の分類が実質上重要な基準になるが、これを絶対的な標準とするのではなく、わが国における一般社会上の通念殊に産業的見地に基く通念によってきめられる。

したがって、カエルのような両棲類も含まれるし、現に生きている生物に限られず、サンゴ、海綿等の水産動植物の遺骸であるものも含まれる。

(3) 「採捕」とは、天然の状態にある水産動植物を、人の所持その他、人が事実上支配し得べき

状態に移す行為をいう。

したがって、次に述べる人工的な状態で「養殖」した結果を収穫する行為は、採捕に含まれない。

(4) 「養殖」とは、収穫の目的をもって、人工手段を加えて水産動植物の発生又は成育を積極的に増進し、その水産動植物の数又は個体の量を増加させる行為をいう。

そして、養殖は以上の手段により繁殖した水産動植物を自ら収穫しあるいは一定の対価を受けて他人に採らせるかして、繁殖の結果の経済的利益を自己に帰属せしめることを目的とすることを要する。

したがって、相当程度積極的な人工手段を加え、その結果発生、生育が極めて顕著に増進され、かつ、一定の区画性のある一定の場所において高度に管理されるものでなければ、「養殖」とはいえない。

稚魚の放流を行うに止まるのは「増殖」（第一二七条等参照）や、市場操作その他のためある期間保存するところの「畜養」は、「養殖」には含まれない。

(5) 「事業」とは、ある行為を反覆、継続的に行うことである。

したがって、年に数回出漁する程度では事業であるとはいえない。採捕行為又は養殖行為の回復、継続の程度は、結局各地の具体的事情に応じ漁民の社会通念によって定まる。

なお、「営利の目的」の有無は、この場合問題

とはならないので、営利性のない試験研究のための採捕、養殖でも、継続性を有すれば「漁業」に該当する。(注、営利性は次の「漁業者」の要素となる。)

(6) 「漁業者」とは、「漁業」を営む者をいう。つまり、「営利を目的として」、水産動植物の採捕又は養殖の行為を反覆継続して行う者をいうのである。そして、漁業営業を「自己の名において」(自己の計算においてではない。)を行う者であり、しかも単にその営業に出資するのみでなく自ら経営に参与する者をいう。

したがって、遊漁、自家消費のための採捕又は養殖をする者、試験研究、調査のために行う採捕等をする者は、「営利性」がないから漁業者ではない。(ただし、継続性があるときは、それらの者の行為は「漁業」には該当する。(5)参照)

そして、営利性があるとは、原則としてその採捕物、養殖物を販売することを要するのである。

漁業協同組合は、その組合員の営利事業に参与するが、組合自身の営利を目的として事業をするものでないので、「漁業者」ではない。たとえ共同漁業権など組合管理漁業権の権利主体となっている場合でも同じである。(明治漁業法では、「漁業権者」を漁業者に含ませるとする特別な規定があったが、現行漁業法ではそのような規定はない。そのかわりに、第七二条(漁場又は漁具の標識の設置)、第二一〇条及び第二二四条(土地の使用等)に「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」と特に掲げて、漁業権者たる漁協・漁連を

「漁業者」と同列に置いている。)

ただし、水協法所定の手続きを経て漁業を自営する漁協、漁連は、もちろん漁業者である。

(7) 「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者である。

したがって、自分で漁業を営み、かつ、自分で採捕又は養殖に従事する者——自営漁民——は、自分のために従事するのであるから、漁業者であり、漁業従事者とはならない。

また、漁業営業に従事する者ではなく、水産動植物の採捕又は養殖に従事する者であるから、漁協や漁業会社の事務職員はもとより、理事、取締役も漁業従事者ではない。(漁協の理事等であっても、家業として漁業を営んでいる場合は、その者は漁業者であることは、いうまでもない。)

五、漁業法の適用範囲(第三、

四条関係)

漁業法は、わが国法の一つとして、次の効力(適用範囲)をもつ。

(1) 場所に関する効力

漁業法は、わが国法の一つとして、わが国の領土及び領海につき、その効力を有する。

これが、いわゆる法の場所に関する効力であって、わが国の領土、領海では、日本人だけでなく外国人にも漁業法は適用される。

(2) 人に関する効力

法の人に関する効力として、わが国民に対して

はその所在のいかんを問わず、漁業法が適用される。

したがって、わが国民の行う漁業については、公海だけでなく、外国の領海内でも原則として適用される。(漁業法の目的を達成するためには、何らの境界もない広大な海洋における水産動植物を対象とする漁業の性質にかんがみ、漁業法令は当然日本国民がわが国の領海及び公海と連接して一体をなす外国の領海において営む漁業に適用される。)という判例(最高裁昭四十六、四、二十二がある。)

(3) 事物に関する効力

場所、人に関する効力のほかに、事物——事柄に関する効力として、漁業法は、公共の用に供しない水面(いわゆる私有水面)には、原則として適用されない(第三条)。

すなわち、漁業法は、漁業の公的な秩序維持を図るものであり、漁場の利用関係を定めものである(3の(1)参照)から、私有水面は通常その所有者の占有となり私的な利用であるので、このような水面には適用しないこととしている。

ただし、公共の用に供する水面と連接して一体となり、その分界がない状態の私有水面には、適用される(第四条)。

(つづく)

講座 漁業法入門

(第四回)

浜本 幸生

(水産庁沿岸漁業課)

六、漁業権の意義

漁業法では漁業権の意義を総括的に示す規定はないが、漁業権とは、一定の漁業——定置、区画、共同の各漁業——を営む権利であり(第六条一、二項)、都道府県知事の免許によって設定され(第一〇条)、物権とみなし、土地に関する規定が準用される(第二三条一項)旨の規定がある。これらの各規定を綜合すれば、漁業権の一般的意義は、「漁業権とは、特定の水面において特定の漁業を営む絶対権であつて、行政庁の免許によって設定される権利である。」といふことができる。

この漁業権の意義を補足すると、(1)漁業権は、営業として水産動植物の採捕又は養殖をする権利であり、(2)漁業権は一切の水面にわたつて漁業を営みうる権利ではなく、採捕又は養殖する行為は「特定された水面」(この特定された水面を漁業法では「漁場」と規定している。)で行われるものに限定される。そしてさらに、(3)その漁場区域

たる特定水面において一切の種類の水産動植物を一切の手段、方法により採捕、養殖しうる包括的な権利ではなく、目的物たる水産動植物の範囲及び採捕、養殖の手段方法などの態様は一定のものに特定される。

そして、漁業権は、(4)一定の漁業を営むこと、すなわち権利者が一定内容の水産動植物の採捕又は養殖をするという利益を、一般人に対し保護する法律上の力を有する権利であつて、同一の内容の他の権利の存在を許さない排他性をもつ。また、漁業権は(5)すべて行政庁の免許によって設定される権利であり、時効や先占、慣習によって取得されることはない。

以上に述べたように、漁業権は漁場の独占利用権でもなく、水面を支配し又は占用する権利でもないのである。

七、漁業権の種類(第六条)

漁業権の種類は、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種類であり、それぞれの漁業権の対象となりうる漁業は次のように限定されている。

(1) 定置漁業権

定置網(別名建網、大敷網等)漁業を営む漁業権で、一般に身網の設置場所の水深が二七メートル以上である大規模な定置網を対象とするが、その規模、対象魚種に関し、北海道、青森県、瀬戸内海及び沖根県に特例がある。

(2) 区画漁業権

水産動植物の養殖業を営む漁業権である。その養殖の目的たる水産動植物を一定の場所に保有するための「区画」の仕方により三種に分類される。

第一種区画漁業

「いかだ」から垂らした「かご」で養殖するカキ、真珠等の養殖や、「ひび」や網に附着させて養殖するノリ養殖など、施設、装置を水面に敷設して他の水面から区画し、養殖するものである。

第二種区画漁業

土、石、竹等によって囲障を作りその中で魚類を養殖するものである。ただし漁場を団体的に管理し小割りして「いけす」により養殖するもの(小割り式養殖業)は第一種区画漁業に該当する。

第三種区画漁業

第二種以外のもの、すなわち、移動性の少い貝類を海底にそのまま播いて、養殖目的物の性質から生じる水面の区画性を利用して養殖する「地まき式」貝類養殖業である。

なお、「特定区画漁業権」と呼ばれるものがあるが、これは以上のような区画漁業権の定義上の分類によるものでなくて、漁業法第七条で入漁権を設定しうるものとして列挙されているところの「ひび建養殖業」など六種類の区画漁業権を総称したものである。

(3) 共同漁業権

一定地区の漁民が、一定の水面を共同に利用して営む漁業権である。そしてこの共同漁業権の対象となりうる漁業は、いわゆる「浮魚」を除いた地先水面に棲みつ

いて他所へ移動しない藻類、貝類及び一定の水産動物を対象とするもの(第一種)と「浮魚」を対象とはしても、他所まで出掛けて行かないで地先水面で待ち構えてとる漁業(第二種、第五種)である。

第一種共同漁業

いわゆる「採貝、採藻」であつて、藻類、貝類及びイセエビ、ナマコ、エムシ等の主務大臣の指定する定着性水産動物を対象とする漁業である。

第二種共同漁業

定置網の小規模なもの及び「やな」、「えり」等の網漁具を、移動しないよう敷設して、来遊する「浮魚」をとるもの。

第三種共同漁業

地びき網と、これと性質を同じくする地こぎ網及び船びき網、餌をまいてブリ等を飼付ける飼付漁業及び人工の魚礁を築いて魚を集めてとる「つきいそ」漁業である。

第四種共同漁業

瀬戸内海、三重県等でなされている特殊な漁法の、寄魚漁業、鳥付こぎ釣漁業である。

第五種共同漁業

河川、湖沼という内水面と、閉鎖された海面(京都府の久美浜湾)等でなされる漁業で、第一種共同漁業に該当する漁業以外のものである。

八、入漁権

入漁権とは、他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が持っているところの、共同漁業権又は

「ひび建養殖業」等の特定区画漁業権の漁場に入会つて、その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利である。

そして、入漁権は、漁業権とは異つて知事の免許によるものではなくて、漁業権者たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と入漁者たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会との間で、入漁権設定の契約を結ぶことによつて発生する。

入漁権は、物権とみなされるなど漁業権と同じ性質の権利と考へてよい。また、入漁権は、後述する「組合管理漁業権」の一種となる。

九、組合管理漁業権と経営者免許(自営)漁業権

一月号で述べたように、「漁業改革」はみずから働く漁民に漁業権を与えることであつた。また、今月号で述べた「漁業権の意義」からしても、漁業権は、区画漁業権ならその権利の内容である区画漁業を、共同漁業権ならその内容たる共同漁業を、それぞれの漁業権者がみずから営む権利なのであるが、漁業権の免許を受けた権利者がみずからはその漁業を営まないで、もっぱらその漁業権の管理を行うという漁業権がある。これを「組合管理漁業権」と呼んでいる。

「組合管理漁業権」たる漁業権は、共同漁業権と特定区画漁業権(正確には、特定区画漁業権でも漁業権者が自営するものもあるが)である。入漁権もこれに該当する。

これらの「組合管理漁業権」では、漁業権者たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、もっぱらその漁業権の管理(漁業権の内容たる魚種等の増殖をなし、各組合員の行つた漁業を監視、調整し、第三者との折衝をなすなど、漁業権が権利としての存在を完つたように管理すること)にあたり、その漁業権の内容たる漁業は、漁業権者たる漁協・漁連の組合員が、権利(「漁業行使権」と呼ばれる)として各自営むのである。

この漁業権者たる組合とその組合員との関係は、組合が持っている漁業権をその組合の組合員に貸し付けるというものでなく(注…漁業権は法律上貸し付けることができない。貸付に対して罰則もある。……後述)て、漁民みずからが漁場の管理をするというのであり、組合が管理するという形で漁民による漁場管理を制度的に認めたものである。共同漁業権の定義である「一定の水面を共同に利用して」という規定は、この組合という形による漁民みずからの漁場管理の本質を、法的に表現したものである。特定区画漁業権についてはこのような規定はないが、その本質は共同漁業権と同じである。

この組合管理漁業権に対し、漁業権者みずからがその漁業権の内容たる漁業を営むものを、「経営者免許漁業権」又は「自営漁業権」と呼んでいる。定置漁業権と、区画漁業権のうちから特定区画漁業権(正確には、前述のように自営するものもある)を除いた「一般の区画漁業権」が、これである。

講座 漁業法入門

(第五回)

浜 本 幸 生

(水産庁沿岸漁業課)

十、漁業行使権と漁業権行使

規則(第八条)

組合管理漁業権(前月号参照)では、漁業権者である漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、もっぱらその漁業権の管理(前月号参照)にあたるに過ぎず、免許された漁業権の内容たる漁業は、漁業権又は入漁権ごとに組合又は連合会が制定する「漁業権行使規則」(入漁権の場合は入漁権行使規則)に定められた一定の資格を有する組合員が、「権利」として各自が営むのである。この組合員の漁業を営む権利を「漁業行使権」と呼んでいる。

以上のことをすこし詳しく説明する。

(1) このような組合管理漁業権における組合とその組合員との関係は、換言すれば、組合管理漁業権では、組合が漁業権の管理及び処分の権能を有し、組合員が漁業権の収益の権能を有するものとして、漁業権の質的内容が分解されており、ま

た、組合員の個別的な収益権能の上に組合が全体的な権能をもって臨んでいる、ということができ

る。またこのことは、江戸時代以来の、部落が地先水面の漁場を管理し、部落漁民が部落の規制の下にその漁場に入会して漁業を営むという地先漁場の入会い利用の形態(海の入会い)を、近代法的に整備したものと見えるのである。

(2) 漁業行使権の性格は、漁業権又は入漁権の範囲内において組合員が漁業を営む権利であつて、法律上漁業権のように「物権」であると規定されていないが、物権たる漁業権に基盤を置く権利として物権的性格を有し、物権的請求権を派生できる権利である。すなわち、漁業行使権の権利の目的である漁業利益の実現が妨害されるおそれがある場合には、妨害者に対し妨害の排除を請求しうる権利である。

また、漁業行使権の侵害は、親告罪として刑罰の対象ともなる(第一四三条)。

十一、漁業権(入漁権)行使

規則(第八条)

前項で述べたように、組合管理漁業権では、漁業権(入漁権)行使規則の制度がある。

(1) 漁業権行使規則又は入漁権行使規則(以下単に「行使規則」という。)は、漁業権者又は入漁権者たる漁協又は漁連の自主的な内部規則であ

る。(ただし、知事の認可により効力が発生する。)

そして行使規則は、組合員(准組員を含む)のうちでその漁業権又は入漁権の内容である漁業を営む権利を有する者(漁業行使権者)の「資格」(例えば、関係地区内に居住する者に限るとか、

〇〇部落に居住する者又は〇〇漁業に〇年以上の経験を有する者に限るなどの資格)を定めること——行使権者の資格要件を定めること——と、その漁業権又は入漁権の漁場の口明け、口止め、禁止区域、禁止漁法等やその漁業権又は入漁権の内容たる漁業を行うことのできる行使権者などの漁場の管理方法を定めること——行使権者の遵守事項を定めること——を、その内容とする。

(2) 行使規則は、漁業権ごと、組合ごとに制定する。

したがって、漁業で漁業権を持っている場合は、漁連が行使規則を制定するし、一箇の漁協が二以上の漁業権を持っているときはその漁協がそれぞれの漁業権について行使規則を制定する。

また、一箇の漁業権を数箇の組合で共有している場合は、共有漁業権について共有組合間で定めた管理の方法(「行使契約」と呼ばれることが多い。)に基いて、それぞれの組合が行使規則を制定する。

(3) 行使規則の制度、改廃の手続きは、組合の総会における特別議決(水協法第五〇条第五号——正組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数決)を必要とする。

(4) なお、特定区画漁業権(ひび建て養殖業な

ど六種類の区画漁業権（前月号参照）と第一種共同漁業権に係る行使規則の制定、改廃には、前記の総会議決の前に、特定の地区に居住する組合員（准組合員を含む）のうち特定の漁業を営むものの三分の二以上の「書面による同意」が必要である。

すなわち、特定区画漁業権では、地元地区（知事が漁場計画の樹立の際に定めて、公示する。）に居住する組合員であつて、当該区画漁業を営む者の三分の二以上の、また、海面にある第一種共同漁業権では、関係地区（知事が漁場計画の樹立の際に定めて公示する。）に居住する組合員であつて、沿岸漁業（二〇トン以上の動力漁船を使用する漁業及び内水面漁業を除く。）を営む者の三分の二以上の同意が必要である。

（この書面同意の趣旨は、准組合員にも発言権を持たせたことと、漁協が合併して大きくなって組合のなかで地元地区、関係地区に居住する漁民による漁業権の行使を制度的に保障したものである。）

(5) 行使規則の制定、改廃は、知事の認可によつてその効力を発生する。

(注) 漁連が持っている漁業権に係る行使規則制定、改廃は、法律上は漁連総会の議決だけ(3)参照)でよいが、これでは実際に営む漁業者の意思が反映されないおそれがあるので、漁連の会員である各組合それぞれが単協有の漁業権と同じ手続きによつて「漁連の行使規則案」を議決し、漁連は、各組合が議決したこの行使規則案をその総会で議決するように、水産庁では指導している。

十二、漁業権がなければ営めない漁業（第九条）

定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権は、それぞれ定置漁業、区画漁業又は共同漁業を営むという経済活動をすることを権利の目的とし、この漁業利益の享受を世の中一般の人々に對抗できる私法上（民法上）の力を持つ権利である。（前月号参照のこと）

したがつて、漁業権は都道府県知事の「免許」によつて設定される権利ではあるけれども、漁業権は、私法上の権利——国民対国民という当事者間の権利——なのであつて、「漁業権がなければ営めない、もし営めば漁業法違反になる。」という行政法上の規制——国家が国民に対し、公権力をもつて国民の権利を制限し、自由を制限すること——とは、本来的には関係のないものである。（漁業権自身が行政法上の対象となる国民の権利である。）

しかしながら、定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づかなければ、営むことはできない（第九条）。

このことは、定置漁業に使用する大規模な定置網や、区画漁業に使用する養殖のための施設によつて、相当広い範囲の漁場を長期にわたつて独占され、このため漁場の自由な使用が阻害されることとが大きいので、漁業調整上の理由によつて、これらの漁業を勝手に開始することを制限する趣旨

から出たものである。

したがつて、定置漁業と区画漁業は、知事の「許可」を要する漁業であるわけで、知事はこれらの漁業について漁業権を設定するところの「免許」をすることによつて、これらの漁業を開始することについての「許可」をあわせて出すというしくみになっているのである。

なお、共同漁業に該当する漁業は、定置や区画法の場合のよう漁具・漁法等による漁業調整上のが少ないので、漁業権、入漁権に基づくなくとも、問題営める。ただし、小型定置漁業、地びき網漁業といった漁業として、都道府県の漁業調整規制（第六五条の規定に基づく規則）により、知事の「許可漁業」とされているものがある。

（附、質問に対する回答）

この講座の読者から、三月号の「漁業」の定義について、他の解説書では「試験研究等は営利性がないから漁業ではない」としているものがあり、この講座の解説とどちらが正しいか質問があつたので、ここでお答えします。

現行の漁業法の規定（第二条第一項）からみて、「営利性がないから漁業ではない」と解釈することはできません。営利性を表わしているのは、「漁業を営む」（三月号の「漁業者」の定義、今月号の十二（第九条）を参照）という場合の「営む」という文言です。もし、営利性の有無を問わないときは、「漁業を行う」と規定されます。（外国人漁業の規制に関する法律第三参照）

したがつて、「漁業」の定義としては、継続性だけがその要素となり、営利性は要素にはなりません。

講座 漁業法入門

(第六回)

浜本 幸生

(水産庁沿岸漁業課)

十三、漁業権免許のしくみ

漁業権は、都道府県知事の免許によって設定される(第一〇条)。

そして、漁業権の免許のしくみは、他の営業権などの営業権の免許とは著しく違ったやり方になっているが、これは「漁場計画制度」(後述)のためである。

① まず、漁業権の免許をするにあたっては、知事は、あらかじめ「漁場計画」を樹立して、免許しようとする漁業権の種類、内容を決めて公示する。このときに、免許申請を受け付ける期間もあわせて公示する(第一一条関係)。

② 漁業者から免許申請が出されると、その漁業者の「適格性」を審査する(第一四条関係)。

③ 一つの漁業権について二以上の申請があり、それらの申請者が適格性を有していて「競願」になったときは、知事は、漁業権の種類によって定められている「免許の優先順位」に従って

て、最も優先する者にその漁業権の免許をする(第一五条、第一九条)。

④ このほか、適格性を有しない者や漁場計画の内容と違った申請など「免許をしない場合」に該当するときは、知事は免許をしてはならない(第一三条関係)。

⑤ なお、知事は、免許をする際に、漁業調整その他公益上の必要があるときは、漁業者に「制限又は条件」を付けることができる(第三九条関係)。

そして、知事は、このように漁場計画を樹立し、及び漁業権の免許をする際には、かならず「海区漁業調整委員会」(内水面の漁業権については、「内水面漁場管理委員会」)の意見を聞かなければならない(第一一条、第二二条)こととされている。

(参考) 知事が漁業権の免許をするのは、都道府県という地方公共団体の長である知事が「地方自治法」に基づく地方自治として行うのではなくて、「漁業法の規定」(第一〇条)によって、知事が漁業権の免許事務を国から委任されて行っているものである。すなわち、漁業行政事務は「国の事務」であるが、漁業権の免許事務については知事が国から委任されているのである。このような知事が国から委任されている事務のことを「機関委任事務」と呼ばれている(府県、市町村などの地方公共団体が委任を受けた事務は「団体委任事務」と呼ばれる)。

十四、漁場計画制度(第十一条)

漁業法は、水面を総合的に利用して漁業生産力を発展させることと漁業の民主化を図ることを目的(第一条)としているが、この水面の総合的高度利用を図るといふ目的達成の基盤となるのが「漁場計画制度」である。

(1) 漁場計画制度の意義

そもそも水面には、魚類、貝類、藻類などの水産動植物が平面的にも立体的にも重複して分布しているもので、これらを対象とする漁業もまた各種の形態のものが重なり合って行われることとなる。したがって水面を分割することは、技術的に不可能ばかりでなく、漁業生産力の発展のためにも適当ではない。それで、ある水面全体の計画的な利用が不可欠となってくる。

また、水産動植物は、水温、水流、餌料生物等の自然的条件の変化に応じてその分布状態が変化するのであるから、これに対応して漁業もまた変化しなければならない。

さらに、漁業の内容そのものにも、漁具・漁法や養殖技術等の進歩発達があって、漁場利用の態様も流動的である。

一方、漁業に投入される資本や労働力の変動及び漁村生活の向上、消費者の嗜好の変化その他の漁業内外の社会的経済的条件の変化が、漁場の利用に影響を与えるものである。

このように、水面の漁場利用は常に自然的、社会的経済的条件に応じて変化しているのであるから、その漁場の状態に応じて計画的に漁業を行わなければならない、漁業生産力の発展は望み得ない。それ

で、漁業権の「存続期間制度」（後述）と相まって、海区漁業調整委員会（内水面では内水面漁場管理委員会）を通じて関係漁民の意見を反映させて、科学的、合理的な見地から漁場の全体的な利用計画を立てて、どのような漁業（漁業権漁業、許可漁業、自由漁業）を組み合わせる漁場利用をするかを策定するのが「漁場計画」である。

（注）「漁場計画」とは、このように漁場全体の総合利用計画であるが、普通には次に述べる狭い意味の「漁業権の免許内容の事前決定」の意味に使われている。

(2) 漁場計画の樹立（免許の内容等の事前決定）
前述のような漁場の総合利用計画のなかで、①漁業権による漁業を免許する必要がある、かつ、②漁業権を免許しても漁業調整その他公益に支障を及ぼさない場合には、免許しようとする漁業権の内容たる事項（漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期）、免許予定日、申請期間、共同漁業権についてはその関係地区（定置漁業権及び区画漁業権についてはその地元地区）を定め（漁場計画の樹立）て、一般に公示する。

(3) 漁場計画樹立の時期

漁業権は存続期間の定めがあり、五年毎あるいは十年毎に一斉に存続期間が満了するようになっている。漁場計画は、この漁業権の一斉切換のために樹立されるのであって、従来漁業権が設定されていた水面では、その漁業権の期間満了と次の新しい漁業権の免許までに切れ目が生じないように樹立することとなっている（第一一条の二）。

ただ、漁場計画の樹立は、漁業権の一斉切換えの際だけに限られるのではなく、漁業権を免許する必要があるときは、いつでも樹立できる。この場合にはその漁業権の存続期間の終期は他の漁業権の終期と合致させて、その漁業権も一斉に存続期間が満了するようにする（第二一条第二項）。

(4) 漁場計画と公益との調整

漁場計画は、(2)で述べたように、漁業権を免許する「必要性」と、免許しても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないという「公益適合性」との二つの要件を具備する場合でないと樹立されない。

「公益」とは、受益者が不特定多数に及ぶ利益であるが、この場合の「漁業権が支障を及ぼすべき公益」の範囲については、漁業者に不安をもたせられないよう、また既存漁業者の地位を不当におびやかすことのないよう限定的に考えるべきものとされていて、漁業法第三九条に例示する漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設のほか、土地収用法の対象となるような高度の公共事業の用に供する場合は「公益」に該当するが、単なる工場誘置のための埋立であって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合は、「公益」に該当しないと解されている。

(5) 漁場計画の内容と異なる免許申請

公示された漁場計画の内容と異なる免許申請をした場合及び漁場計画が公示されていないのに免許申請をした場合は、漁業権は免許されない（第一三条第一項第二号）。

漁業者が勝手に自分に都合のよい内容の漁業権

を欲しいという申請を認めると、漁場の計画的な利用を図ることができない。したがって、このような個別的なばらばらの免許申請を認めない目的のために、漁場計画制度があるのである（(1)参照）。

十五、免許の適格性

「適格性」がないと免許を受けられない（第一三条第一項第一号）。したがって、適格性は免許を受けうる最低の資格要件といえる。そして適格性は、みずから漁業を営む場合（経営者免許漁業権の場合）とみずからは漁業を営まないで管理する場合（組合管理漁業権の場合）に大別できる。

（四月号の九、参照）

(1) 経営者免許漁業権（定置漁業権、一般の区画漁業権）の適格性
漁業法令または労働法令を遵守する精神を著しく欠く者、又は漁村の民主化を阻害する者であるか、あるいはこのような者が表面に出ていなくとも実質上その経営を支配している場合であるという

ことが、海区漁業調整委員会において、投票により決定されたときは、その者には適格性がな

(2) 組合管理漁業権（共同漁業権、特定区画漁業権）の適格性（後述）

(つづく)

講座 漁業法入門

(第七回)

浜本幸生

(水産庁沿岸漁業課)

一五、免許の適格性

(第一四條)……承前

(2) 組合管理漁業権(共同漁業権、特定区画漁業権)の適格性
漁業協同組合または漁業協同組合連合會が、漁業協同組合または漁業協同組合連合會として、次の要件を備えるものだけに適格性がある。

① 共同漁業権の「関係地区」又は特定区画漁業権の「地元地区」(いずれも漁場計画樹立の際に、知事が定めて公示する。先月号一四の(2)参照)の全部又は一部をその「組合の地区」内に含むこと。
② 業種別組合ではなく、地区別組合であること(漁連の場合には業種別の単協を会員に含まないことも必要)。

③ 関係地区又は地元地区内に住所を有し、一年に九〇日以上沿岸漁業を営むすべての者又は

当該特定区画漁業権の内容たる養殖業を営むすべての者の、三分の二以上(世帯単位で)をその組合員に含むこと。

この適格性の意義は、その漁業の關係漁民を原則として全部網羅している組合に、その漁業を管理させる趣旨にある。

なお、特定区画漁業権であっても、組合が自営する場合の適格性はこれではなく、(1)の經營者免許漁業権の適格性によることになる。

一六、免許の優先順位

(第一五條)第一九條

免許の優先順位とは、漁場計画に基づいた有効な免許申請であつて適格性の審査を通過したもののなかで、どの申請者に免許するかという順番である。そして、この順番は法律で規定されており、行政庁のほしいままの裁量はできないようにされている。

優先順位は、次に述べるように漁業ごとに定められているが、「共同漁業」については、一定地区の漁民が一定の水面を共同に利用して営むというこの漁業の性格から、優先順位は必要がないので規定されていない。

(1) 定置漁業の免許の優先順位

漁民の団体經營を個別經營より優先せしめることを根本としている。これは、定置漁業は漁具を定置することによって比較的広範囲の漁場を長期

間現実に独占することになるので、漁場の利用とその収益の帰属を漁民全体に係らしめることをその方向とするためである。

第一順位：地元地区に居住する漁民の七割以上(世帯単位)でをその構成員とする、

漁協、漁民会社又は網組等の人格なき社団。

第二順位：漁業生産組合、及びこれと同様の經營組織の漁民会社又は人格なき社団

第三順位：普通の個人、法人經營(以下略)

(2) 区画漁業(特定区画漁業及び真珠養殖業を除く。)の免許の優先順位

一般の区画漁業の優先順位であるが、これには漁民の団体經營優先の思想はなく、だいたい定置漁業の第三順位以下と同じ考え方で、普通の個人、法人經營者の相互間で、①今まで漁業にたずさわっていたかどうか、②その漁業と同種の漁業に經營又は従事の経験(免許申請以前の一〇年間に経験)があるかどうか、③その海区で経験があるかどうか、の三項目で順位をつけている。

(3) 特定区画漁業の免許の優先順位

特定区画漁業(ひび建築殖業、そう類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業、かき養殖業、第三種区画漁業たる貝類養殖業の六種の養殖業)の優先順位は、その漁場利用の性格から、「組合管理」(四月号の九参照)を最優先とし、次いで定置漁業の第一、第二順位である「漁民の団体經營」を優先させている。これ以下は「一般の区画

漁業」の優先順位と同じになる。

(4) 真珠養殖業の免許の優先順位

真珠が特殊の性格の商品であることにかんがみ、真珠養殖業は、他の漁業のように団体管理や地元漁民を優先させずに、真珠養殖業の経験者を最優先とし、以下①地元地区内に住所があるかどうか、②いままで漁業にたずさわっていたかどうか、で順位を決めている。

ただし、新規漁場（その漁場の区域の全部が漁場計画公示の日の以前一年間に真珠養殖業の免許がなされていなかった漁場）にあつては、定置漁業の第一順位になっている全村的漁民経営の漁協等は、その組合員等のなかに一人でも真珠養殖業の経験者がいる場合には、その漁協等自身も経験があるものとみなされる。

一七、漁業権を免許しない場合

(第一三条)

- (1) 次の場合は、漁業権は免許されない。
適格性（一五参照）がない場合
- (2) 公示された漁場計画の内容と違う申請した場合及び漁場計画が樹立されていないのに申請した場合
- (3) 申請した漁業権と同種の漁業権の不当な集中になる場合
- (4) 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者

又は占有者の同意がない場合

(注) これは、私有水面が公共用水面と連接一体となつてその分界がない場合（三月号の五

(3)参照）において、その私有水面について漁業権を免許するときの規定であるから、この同意を要する場合は、殆どないと考えてよい。

一八、漁業権の存続期間

(第二一条)

漁業権には存続期間が法定され、その期間の経過後は、漁業権は消滅する。

この存続期間の制度は、海況、漁況の変化、技術の進歩等に応じて合理的な漁場計画を樹立するために、一定の期間ごとに、漁業権を消滅させて新しく漁場利用の見直しをするためである。（先月号の一四参照）

存続期間は、次のように定められている。

- ① 十年のもの
共同漁業権
真珠養殖業の区画漁業権
- ② 五年のもの
海面における水産動物養殖業の区画漁業権
定置漁業権
特定区画漁業権
真珠養殖業及び海面における水産動物養殖業を除く区画漁業権

一九、漁業権の変更免許

(第二二条)

漁業権は、申請を前提とする都道府県知事の免許によつて設定され（第一〇条）、各漁業権ごとに、免許という知事の行政処分によつて漁業権者及び漁業権の内容（漁業種類、漁場、漁場の位置及び区域、漁場時期）が決定される。そして、これらの漁業権の内容は、漁場計画によつてその存続期間内に生じるであろう諸条件を考慮した漁場の総合利用計画のなかで組み立てられたものであるから、原則として、漁業権の内容を分割したり変更したりすることはできないものである（先月号の一三、一四参照）。

しかしながら、天災地変その他による海況等の著しい変動による場合、あるいは資源的にみて当初の漁場計画が明らかに不適当な事態に至つた場合には、漁業権の内容を分割し或いは変更することがやむを得ないことになるので、漁業権の変更免許の制度がおかれている。

この漁業権の変更免許は、漁業権者からの申請を前提に、新規免許の場合と同様の手続き、免許基準によつて行われる。

(つづく)

講座 漁業法入門

(第八回)

浜本 幸生

(水産庁沿岸漁業課)

二〇、漁業権の性質

(第二三条ほか)

漁業権の法的な性質は、だいたい次のとおりである。

- (1) 漁業権は、漁業を営む権利である。
- (2) 漁業権は、特定の水面において特定の漁業を営む権利である。
- (3) 漁業権は、絶対権である。
- (4) 漁業権は、行政庁の免許により設定される。
(以上については、四月号の「六、漁業権の意義」を参照のこと。)
- (5) 漁業権は、私権たる財産権である。
漁業権は、漁業を営むという経済活動をすることをその目的とするから、権利の目的たる利益は経済的利益であり、したがって財産権である。そして、私的な経済的利益を追求することを内容とするから、私権である。(行政庁の免許により設

定されるが、公権ではない。)

(6) 漁業権は、物権とみなされる。

物権とは特定の「物」を直接に支配することを内容とする権利であるが、漁業権は営業権の一種であって(1)参照)。物を支配する権利ではない。

しかし、物権とみなされる結果、漁業権は、土地所有権等の民法上の物権と同じ取扱いを受けることとなり、漁業権の権利の目的である漁業利益の実現が妨害され又は妨害されるおそれがある場合には、妨害者に対し妨害の排除、予防を請求する権利(物権的請求権)を持つ。(この妨害排除・予防の請求権を持つことが物権とみなされる効果である。)

なお、組合管理漁業権における「組合員の漁業を営む権利」(漁業行使権)も、物権的請求権を持つ(五月号の一〇参照)。

- (7) 漁業権には、土地に関する規定が準用される。
漁業権は、前述のように物権とみなされるために物権一般の法が適用される(注、次で述べるように漁業法で例外規定を定めているものがある。)ほか、漁業利益を享受し実現するための「水面の利用」が物の中でも「土地の利用」と最もその形態が近いので、土地に関する規定が準用される。
準用される土地に関する規定の主なもの、①登記(漁業権では漁業法第五十条の登録)を對抗要件とすること、②先取特権及び抵当権が設定されること、③土地取用法が適用されること、④民事訴訟法その他の訴訟及び非訟事件に関する法律の適用において不動産物権と同じ取扱いを受ける

ことを原則とすることなどである。

二一、漁業権についての民法の

特例規定(第二三条)第三

三条)

前章で述べたように、漁業権については物権一般の民法の規定が適用されるが、公共用の水面を利用する漁業の特質、みずから漁業を営む者に漁業権を与えるという漁業改革の目的その他から、次のように、漁業権についての民法の特別規定がおかれている。(注、特別規定とは一般規定に対していう言葉で、一般規定へこの場合では民法の規定Vに優先して適用される規定である。)

- (1) 漁業権は、相続又は法人の合併による場合以外は、原則として「移転」はできない。(第二六条)
移転とは、漁業権はそのまま権利主体が変わることであって、権利者の意思による任意譲渡(売買、贈与等)のほか、権利者の意思に関わらない移転(競売による場合)を含むが、漁業権の任意譲渡は一切認められず、税金の滞納処分による場合、先取特権又は抵当権の実行による場合に限る、知事の認可を条件に移転が認められる。
- (2) 漁業権のうち「経営者免許漁業権」には、先取特権と抵当権の設定が認められる。(第二三条)第二六条)
漁業権は(1)で述べたようにその任意譲渡は一切

認められないが、金融の便宜を考慮して例外的に
定置漁業権と一般の区画漁業権に限り、先取特権
と抵当権の設定の対象となりうる。しかし、抵当
権の設定は当該漁業の経営に必要な融資のためや
むを得ないと認めて知事が認可した場合にだけ設
定され（先取特権は法律上一定の場合に当然に生
ずるのでその設定の認可はない）、かつ、先取特
権又は抵当権の実行は競売によるが、落札者が適
格性を有する場合に限り、知事が認可することに
よって漁業権の移転が認められる。

(注) したがって、組合管理漁業権（共同漁業権と組
合有の特定区画漁業権）は、先取特権、抵当権の
対象となり得ないのでこれらの権利の実行による
移転もありえず、また相続もありえないので、漁
協の合併による移転だけが認められることにな
る。入漁権については後述する。

(3) 漁業権が移転したら、その漁業権の行使に伴
って有している水面使用の権利義務（行政庁の
許認可によるものを含む）も、それに伴って移
転する。（第二九条）

漁業権によっては、水面使用権（行政庁の公共
水面使用の許可等を含む。）がないとその漁業を
行使できないものがある（例えば区画漁業に使用
するための水面占有許可）ので、漁業権の移転に
水面使用権を伴わせることとしている。

(注) この規定は、民法の特別規定だけでなく、河川
法、港湾法等の行政法の特別規定でもある。

(4) 漁業権は、貸付けることができない。（第三
〇条）

漁業権は貸付けられない。すなわち、漁業権の
貸付契約を結んでもその契約は無効となる。（1）
の「移転」もできないので、漁業権の譲渡契約を
結んでも、同じく無効である。）

なお、貸付けた場合には罰則がある。

(5) 漁業権は、登録した権利者の同意がなければ
分割、変更又は放棄することができない。

漁業権は、その漁業権につき登録してある入漁
権者、先取特権者、抵当権者の同意がなければ、
分割、変更又は放棄ができない。（同意がなけれ
ば無効となることは、貸付、移転の場合に同じ。）

(参考) 共有漁業権の分割、変更、放棄には、共有者
会員の同意が必要であるが、これは本条の規定に
よるのではなく、民法第二五一条（共有物の変
更）の規定によることに注意すること。

(6) 漁業権の共有者は、他の共有者の三分の二以
上の同意がなければ、その持分を処分できな
い。（第三一一条）

漁業権の共有者の間には、他の財産権の共有の
場合に比べて極めて密接な人的結合関係がある。

したがって、共有持分の処分には他の共有者の同
意を要することとしている。（この規定は、共有
漁業権者のなかでの共有持分の処分に関する規定
であって、漁業権自体の処分でないことに注意す
ること。）

以上のように、漁業法では漁業権についての民
法の特別規定を置いているが、これら以外の事項
は、民法の規定（物権編）にそのままよることにな
る。

二二、漁業権に対する公的制約

漁業権は私権であるが、いわゆる私有財産的観
念で漁場の利用を権利者のほしいままな私的意
に任かせるのでは、水面利用の特質上、漁場の総
合的高度利用による漁業生産力の発展——すなわ
ち「漁業調整」——を期することはできない。した
がって、全体的な漁業調整の見地から、漁業権の
権利内容及び漁業権の行使について、種々の制約
が附せられている。（したがって、漁業権は私権
ではあるが、いちじるしく公権的性格を帯びてい
るといわれている。）漁業権に対して附せられて
いる公的制約を列挙すると次のようになる。

(1) 漁業権の設定及び変更は、都道府県知事の
免許によること。

(2) 漁業権の権利内容は、免許の事前にあらか
じめ決定されること（漁場計画制度）。

(3) 漁業権の存続期間の定めがあること。

(4) 漁業権は原則として移転が不能であるこ
と。

(5) 漁業権に係る担保物権の設定及びその実行
について制約があること。

(6) 漁業権の貸付けができないこと。

(7) 漁業権の処分及び共有漁業権における共有
者の持分の処分について、一定の要件が必要
なこと。

(注) 以上の事項についての説明は、六月号の一四章
から本月号の二二章までに掲げている。（つづく）

講座 漁業法入門

(第九回)

浜本 幸生

(水産庁沿岸漁業課)

(8) 物権的請求権の制限(第三四条、第六七条)

公共用水面の利用の特質から、漁業権の行使について他の漁業によって多少の影響を受けるのは当然なことである。したがって、それをすべて漁業権侵害だといって排除するのでは全体の漁業による総合利用はできないので、物権的請求権を抑えることができるようにし、具体的には

① 漁業権に制限条件を附けること。(第三四条)

② 「委員会指示」によって漁業権の行使方法を制約し、物権的請求権を抑えること。(第六七条)

によって制限がなされる。

(9) 漁業権の行使方法の制約(第三四条、第六七条)

物権的請求権を抑えるだけでなく、直接漁業権の行使方法を適正にすることも漁場の総合利用の見地から必要であるので、(8)と同じく「制限条件」と「委員会指示」によって、漁業権の行使方

法が直接規制されることもある。

(10) 漁業権の休業中の措置(第三五、三六条)

漁業権者が一漁業時期以上にわたって休業するときは、休業期間を定めて、あらかじめ知事に届け出なければならぬ。定置漁業権と区画漁業権については、知事の「休業中の漁業許可」を受けて、他の者がその漁業権の休業期間中その漁業を営むことができる。(第三五、三六条)

これは漁場が遊休化すること、その漁業に雇われている労働者の生活がおびやかされることを防ぐ措置である。

(11) 漁業権は、一定の理由があるときはその取消し、変更等の行政処分が課せられること。(次章参照のこと)

二三、漁業権の取消し等

漁業権は、「漁業調整」の手段として、その漁場を最も高度に利用すべき者に免許されるのであるから、免許後の事情の変化によってその漁業権を消滅させた方がよいとか、或いはその者に免許した意味が失われたような場合には、都道府県知事は、その漁業権を取り消すこととしている。漁業権の公的制約の一つである。

なお、漁業権の取消しのほか、漁業権の変更及び漁業権の行使の停止の処分もあるが、漁業権の取消し等の場合を列挙すると次のようになる。

(1) 休業による取消し(第三七条)

漁業権の免許を受けた日から一年間全然その漁業をやらない場合及び途中から二年間引続いてその漁業をやらない場合は、漁業権の取消しがありうる。取消すにあたっては、海区漁業調整委員会(内水面では内水面漁場管理委員会。以下「委員会」という。)の意見を聞かなければならず、また、取消しは権利者にとってはその権利がなくなるという重大問題であるから、その取消しの理由をあらかじめ権利者に通知し、権利者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、あるいは有利な証拠を提出する機会(「聴聞」制度という。)を与えなければならぬ。

(2) 適格性の喪失による取消し(第三八条第一項)

適格性は免許を受けうる最小限度の要件であるから、免許を受けた後に漁業権者が適格性を失ったときは、かならず漁業権を取消すこととしている。委員会の意見を聞くことと「聴聞」をすることは、(1)の場合と同じ。

(3) 経営内容の変化にもとづく優先順位の変更による取消し(第三八条第三項)

優先順位が上位の者に免許したが、免許後他の者が実質上その経営を支配してしまった。そしてもしその者が表面に立って申請したのだったら優先順位が下位になるので明らかに免許されなかったというような経営内容となった場合には、委員会が漁業権の取消しを知事に申請したときに、取消しがありうる。この場合も「聴聞」が必要。

(4) 漁業調整その他公益上の必要による取消し、変更、行使の停止(第三九条第一項)

漁業調整その他公益上の必要がある場合には、漁業権を取消し、権利内容を変更し又は権利の行使を停止することがある。この場合も、委員会の意見を聞くことと「聴聞」が必要である。

そして、この場合は漁業権者にその処分を受ける理由は全くないのに、公益上の必要によって処分するのであるから、その処分によって漁業権者に生じた損失をその漁業権者に負担させるべきではないので、政府が補償しなければならないこととされている。(土地収用法による漁業権の収用と同じ性質で、「公用徴収」といわれる。)

(5) 漁業法令違反による取消し、変更、行使の停止 (第三九条第二項)

漁業に関する法令に違反したときは、漁業権の取消し、変更又は行使の停止の処分がある。漁業権に関する法令だけではなく他の漁業法に基づく省令等に違反した場合も含まれる。この場合も委員会の意見を聞くことと「聴聞」が必要である。

(6) 錯誤によってした免許の取消し (第四〇条)

錯誤によって免許したときは、行政行為の一般原則により、その錯誤の行政行為免許を取消しう。この場合は委員会の意見を聞かなければならないが、「聴聞」は必要としない。(免許を取消すのであるから、その免許によって設定された漁業権は、もとの免許がなくなった結果、消滅する。)

二四、漁場に定着した工作物の

買取請求 (第四二条)

漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大せしめた漁業権者は、存続期間の満了その他の理由によってその漁業権を失って他の者にその漁業権が免許された場合には、免許を受けてその工作物の利用によって利益を受ける者に対してその工作物を買取ることを請求できる。この買取請求権は形成権であるので請求された者はそれを当然買取らなければならないが、対価の点だけが話し合いの余地となる。

これは、次に引続いて免許を受けられるかどうか不安があるのでは施設まで作って立派な経営をしようという気持が失われる。それでそのようなことにならないようにたとえ漁業権は失っても設置した工作物の費用は回収できるようにするためにある。

なお、「漁場」とは、漁業法においては、漁業権の内容たる漁場の区域を意味するから、「漁場に定着する工作物」とは、第二種区画漁業権の場合の囲障 (四月号の七参照) がこれに該当し、定置漁業の陸上施設等は該当しない。

二五、入漁権についての民法の

特例規定

入漁権の意義及び性質については、四月号の八で述べたが、物権とみなされるなど漁業権のそれとだいたい同じと考えてよい。

入漁権は物権とみなされる (第四三条第一項) ため民法物権編の規定が適用されるが、漁業権の

上に設定される物権 (したがって抵当権などと同じく、漁業権の制限物権となる。) であって、また漁業権者との関係が極めて密接なことなどから、次のように民法の特例規定がおかれている。

(1) 入漁権は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会でないと持てない。(第四二条の二)

(2) 入漁権は、譲渡又は法人の合併による取得以外権利の目的となることができない。(第四三条第二項) したがって、移転、貸付け、抵当権の設定等は一切できない権利である。

(3) 入漁権は、漁業権者の同意がなければ譲渡できない。(第四三条第三項)

(4) 入漁権には存続期間の定めがある。(第四六条) 存続期間は、入漁権の設定契約で定めるが、もしきめてないときは本権たる漁業権の存続期間がその存続期間となる。ただし、入漁権者は何時でも入漁権を放棄できる。

(5) 共有入漁権の共有者の持分の処分には、他の共有者の三分の二以上の同意が必要である。(第四七条)

(6) 委員会の裁定による入漁権の発生・変更及び消滅 (第四五条)

入漁権の発生はすべて契約によるので、申込んでも漁業権者が不当に契約を拒めないよう、また既存の入漁権の内容を適正に変更することを不当に拒めないように、委員会の裁定によって、入漁権の発生、変更及び消滅ができることとしていえる。裁定は申請に基づいてなされるが、申込みを不当に拒否された入漁権者及び漁業権者が申請できる。

講座 漁業法入門

(第十回)

浜本幸生

(水産庁沿岸漁業課)

二六、漁業登録(第五〇条)

漁業権は、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される(第二三条、八月号の二〇の(6)、(7)参照)ので、土地と同じく不動産登記法によって登記所でその登記を受けることとなるが、それは種々不便な点があるので、漁業法では「免許漁業原簿の登録は、登記に代るもの」とし、登録の手続に関して「漁業登録令」が制定されている。

(1) 登録は、その漁業権の免許権限を有する行政庁が行う(登録令第二条)。したがって普通は都道府県知事が行うが、大臣免許の場合は農林大臣となる。

(2) 登録すべき権利は、漁業権、入漁権、抵当権、先取特権である。

(3) 登録すべき事項は、(2)に掲げた権利の設定、保存、移転、変更、消滅等である。

(4) 登録は、当事者の申請又は裁判所、他の官庁・公署の嘱託によってするのが本来である

が、漁業権の設定又は変更についてはその免許をした知事が職権で登録することになっている。

なお、登録の効力は、前述のように「登録は登記に代わる」ものであるから、民法第一百七七条が準用され、漁業権及びこれに関する物権の得喪及び変更は登録しなければ第三者に対抗することを得ないという第三者対抗要件であり、その権利の効力発生要件ではない。また、登録した権利者は、漁業権の分割、変更又は放棄についての同意権者(八月号の二一の(5)参照)になるほか、漁業法上一定の保護(第二五条、第四一条)等を受ける。

二七、漁業に関する制限又は禁止

漁業法は、漁場の利用関係を定める制度(三月号の三参照)であり、漁場を誰に、どう使わせるかという漁業秩序に関する規律を規定している。換言すれば、漁場を自由に使用させないで、漁業をすることについての制限、禁止を定めている法律なのである。

本来、公共用水面の利用は国民一般が自由にできるものであり、また漁業を営業とすることも営業自由の原則により国民の自由である。しかしながら、これらの一切を各人の自由にまかせるわけにはいかず、漁場利用の規律づけが必要である。漁業法は、この漁場利用の規律づけの根拠を具体的には「漁業調整」においている(第六五条第一項参照)。

「漁業調整」とは、法律上の定義はないが単なる紛争の調停ではなく、「漁場の総合的高度利用により漁業生産力を発展させるように、多種多様の漁業を各人のほしのままに任せず、全体的見地からこれをその適合した地位におくこと」であって、漁業法の目的の一(三月号の三の(2)参照)を、実現することである。

「漁業調整」のための具体的な漁業の制限、禁止の措置は、次のような内容となっている。

(1) 漁業の禁止

水産資源の繁殖保護上極めて有害なことは、誰に対しても禁止される。

例えば、① 爆発物や有毒物を使用する漁法を禁止する。(水産資源保護法第五条、第六条)、② 繁殖保護上有害な区域、時期における採捕の禁止(禁漁区、禁漁期)、③ タラバガニの雌を採ってはならないとか、体長九・二メートル未満のまっこう鯨を採ってはならない。……水産動植物の種類、大きさ等による採捕の禁止

などがあり、これらは特定の漁業(継続してやるのではない)の単なる水産動植物の採捕を含む)を誰に対しても全く禁止するものである。

(2) 漁業の制限

全く禁止するのではないが、① 無制限に採捕されると資源を減らし繁殖保護上害がある、② 資源の面ではあまり問題はないが、多くの者がその漁業に集中することは経営を不安定ならしめる、③ 限られた資源をできるだけ有効に利用するために、漁船規模や資本に欠けた者の操業を抑

える必要がある。どのような理由のために漁業をやれる数を制限し、そのために一般の者には禁止し、特定の者だけにその禁止を解除してやらせるものである。(この一般的に禁止した漁業を特定の者に解除することが、「漁業の許可」である。)

ここに掲げた漁業の制限、禁止は、国家が国民に対して優越的に公権力を行使し、国民の権利を制限し又は義務を課すといういわゆる公法上の制限、禁止であつて、その違反については刑罰を課すことになつてゐる。

しかし漁業法ではこのほかに、国民と国民との関係(当事者間の関係——私法関係)における漁業秩序の規律付けも行つてゐる。漁業権を知事の免許制とし、漁業権入漁権を物権とすること及び委員会指示がこれにあたる。

すなわち、漁業権の設定は知事の免許にのみよらせてその権利の内容も知事が決定すること(第一〇条、一一條)として、漁場利用関係を明確にするとともに、漁業権、入漁権を物権とすること(第二三条、第四三條)により民法上において一般九月号入漁権についての民法の特例規定で次の項目を参考にして下さい。

(参考) 入漁権による入漁と事実上の入漁

他人の漁業権漁場に入つてその漁業を営むのは、入漁権に基づいて「権利」として入漁するほか、一般的には漁業権者の自発的な容認による場合と、条件制限又は委員会指示により漁業権者に入漁の容認を命じてその結果入漁できる場合がある。これらは権利としてではなくて、単なる「事実上の入漁」となる。

人に権利の不可侵義務を負わせてゐる。(漁業権、漁業行使権侵害罪が規定(第一四三條)されてゐるが、これは報告罪であるから、私法関係の義務を負わせるとする権利の本質を崩すものではない。)

また、委員会指示(第六七條)は、後で詳しく述べるが、関係漁民の総意に基づく漁業社会における内部規律——自治的規律——であり、漁業調整のための制限、禁止を行うものであるが、指示違反に対する罰則はない。(指示に従えという知事の命令に違反して指示に従わなかつたときは、知事命令違反として罰則がある。)

(参考) 水産資源保護法について

この章でとりあげた同法の第四條第五條等は、もとも漁業法に規定されていたものを、同法制定の際に分離されたもので、同法の第二章第一節の規定である。なお、同法第四條にある「水産資源の保護培養のため」という観念は前出の「漁業調整」の定義のなかに含まれ、「漁業調整」の一部を成すものであることに注意されたい。

二八、漁業の許可(第五二條、

第六五條、第六六條)

前章で述べたように、公共用水面において水産動植物の採捕又は養殖をすることは本来一般人の自由であり、またこれを営業とすることも一般人の自由であるが、「漁業調整」のために制限されているものがある。

「漁業の許可」とは、一般的に禁止された漁業

営業を特定の者に対して禁止を解除してその漁業を営む自由を得しめることを内容とする行政庁の処分である。

したがつて、積極的に権利を与える漁業権の免許とはその性質が異なるのであつて、許可を受けた者は禁止される以前の状態に戻り本来の自由を回復するに留まるのである。

(注) 指定漁業などの許可に関して、「漁権」とか「のれん代」といわれるものが一の権利として売買されてゐる例がある。この「漁権」は、「漁業権」とは違ふもので、指定漁業等の許可を受けたことによりその漁業者が生じた一種の営業権である。この「漁権」の売買、賃貸借については漁業権のように規制されていないので、私人間の取引は有効である(八月号の二一参照)。しかし、「漁権」を買つても「漁業の許可」を受けたわけではないから、もしその漁業を営めば無許可換業として処罰されるのはもちろんである。(東京高裁判決。昭四十九、一、三〇)

許可漁業と自由漁業の區別

その漁業を営むには農林大臣又は知事の許可(承認という場合もある)を必要とする漁業を「許可漁業」といい、これらの許可を必要としない漁業を「自由漁業」と云つてゐる。

許可漁業には、指定漁業(第五二條)、承認漁業(第六五條)の大臣許可漁業と、法定知事許可漁業(第六六條)、一般知事許可漁業(第六五條)がある。なお、定置漁業と区画漁業は知事許可漁業でもあるが、これらの漁業権の免許により同時に許可処分もなされることになつてゐる。(第九條五月号の一二参照)

講座 漁業法入門

(第十一回)

浜本幸生

(水産庁沿岸漁業課)

二九、海区漁業調整委員会

(第八二条～第八五条)

漁業法は、漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力の発展を図ることを、その目的の一つとしている(三月号の三参照)。

海区漁業調整委員会は、後述の「連合海区漁業調整委員会」、「内水面漁場管理委員会」とともに、この「漁業調整機構」の一つとして、「漁業調整」(十月号の27 参照)に重要な役割りを果たすものである。

(1) 海区漁業調整委員会(以下この章では単に「委員会」という。)の設置

委員会は、海面及び海面として指定された琵琶湖等の湖沼について、大臣が定めた「海区」ごとに置かれる。「海区」は一県一海区が二六府県あるが、漁業状態の違うところでは数海区に分れて

いるのがあり(例えば、北海道では十海区)、全国では六六海区になっている。

(2) 委員会の構成

委員会は、委員一五名(指定海区では一〇名)によって組織され、委員の部門別の構成は次のようになってい

漁民委員(選挙による) 九名 (六名)

学識経験委員(知事選任) 四名 (三名)

公益代表委員(知事選任) 二名 (一名)

計 一五名 (一〇名)

漁民委員は、漁民が漁民の中から選挙した委員で(この選挙については次章で述べる)、その他の委員は知事が選任する。

このほか、委員会には必要に応じて専門委員を置く。専門委員は学識経験者の中から知事が選任する。専門委員は「委員」ではない。したがってもちろん議決権はない。

(3) 委員会の所掌事項

委員会は、その海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。つまり、属地的にそれぞれの海区内でなされる漁業についての仕事をするのである。

(参考)海区は、「〇〇県の地先海面」とか(〇〇県〇〇市及び〇〇郡の地先海面)のように、陸地の行政区画を示し、その地先海面を海区とすると定められている。ところで「地先海面」とは、一定の海面をその地元の地域との関連でとらえたときに、その海面を指す語である。(「地元地区」、「関係地区」(漁業法第一一条第一次、六月号の一三参照)という語は、これとは

逆に、一定の地元の地域を、漁業権の漁場区域をもとにして指す——海から陸をみる——ものである。)

したがって、「地先海面」の範囲は、領海・公海の区別には関係しないけれども太平洋のまん中まで含まれるということではなく、また漁業権漁場までだと限定するものでもない。また、隣りの海区や向い合せの海区との境界の明確な線引をした訳でもない。(第三章を参照のこと。)

(4) 委員会の権限

前述のように委員会は漁業調整に重要な役割りを果たすものであるが、そのために次のように広範囲で強力な権限を持ち、漁民の総意に基づく漁場秩序づくりを図っていくことになっている。

① 漁業権の免許等について、調査審議し、知事に意見をいう。(知事の諮問機関として機能する。)

例えば、漁場計画の樹立(第一条)、漁業権の免許申請の許可(第十二条)、漁業権に制限条件をつける(第三四条)、府県漁業調整規則の制定、改廃(第六五条)等について、知事に意見を述べる。(逆にいえば、知事は、このような場合には委員会の意見をきくことを義務付けられていることになる。)

② 入漁権の設定、変更、消滅について裁定を行う。(第四五条)

この場合は、委員会は決定機関であり、行政庁としての仕事をする。(入漁権についての当事者間の争いに決着をつけるのであるから、裁判所の役割りをするともいえる。)

③ 土地、土地の定着物の使用について、知事に意見を述べ、また当事者間の協議が不調のときは裁定する。(第一二四条〜第一二六条)

この場合の委員会は、知事の諮問機関とし、またみずから決定機関として機能する。

④ 指示権を持つ。(第六七条)

委員会は漁業調整のために、漁業権、入漁権の行使を適切にする(八月号の二二参照)など、関係者に対し、漁業の制限・禁止その他必要な指示をする。「委員会指示」と呼ばれる。(第三章を参照のこと)なおこの場合の委員会は、行政機関として機能するものではない。(一〇月号の二七の(2)参照)。

三〇、海区漁業調整委員会委員の選挙(第八六条〜第九四条)

前章の(2)で述べたように、海区漁業調整委員会委員(以下この章では単に「委員」という。)のうち、漁民委員は、漁民の中から漁民により選挙で選出される。

(1) 委員の選挙権及び被選挙権(第八六条)

漁民委員の選挙権及び被選挙権を有する者は、①「海区」に沿う市町村に住所又は事業場を有し、②かつ、相当程度漁業で生活している者である。

「海区に沿う市町村」とは、委員会が設置される海区内、その市町村の一部が沿っていてもよい。(東京都の特別区及び大阪市などの指定都市

の区は、市町村とみなされる(第一三七条)。なお、海区に沿わない市町村などでも漁業者が多数住んでいる場合には、特別に海区に沿う市町村に含まれるものとして、指定される。

「住所又は事業場を有する者」とは、その市町村に、「住所」すなわち生活の本拠があるか又は、漁業の本拠として事務所を構えるなど「事業場」を有する者である。住所か事業場かのいずれかがあれば選挙権を持つことになる。(事業場を有する者は漁業者に限られ、漁業従事者にはありえない。なお、「漁業者」、「漁業従事者」の定義については三月号の四の(6)及び(7)を参照のこと)。

「相当程度漁業で生活している者」とは、一年に九〇日以上、漁船を使ってやる漁業を営む者かまたはその漁業者にやとわれて従事する者であつて、これは、だいたい一年間の四分の一以上の期間漁業にたずさわる者に選挙権、被選挙権を与える趣旨である。(漁船を使わない漁業といえ、海草拾い、貝とりなどを片手間にやる位しからずあるまい)。

なお、この要件は、地域の実情によっては抜けられ又は狭められることもある。

(2) 欠格者(第八七条)

二〇才未満の者のほか、公職選挙法による選挙権の欠格者は、委員の選挙権、被選挙権がない。

(3) 選挙の方法

海区一本のべ選挙であり、海区の中に選挙区を分けていない。これは、海区全体の見地にたつて漁民の意見を代表する者が選ばれることを期待

しているからである。選挙の方法は、だいたい府県会議員の選挙と同じと考えてよい。ただし選挙公営主義は採用してないところが異なる。

三一、連合海区漁業調整委員会(第一〇五条〜第一一一一条)

海区の委員会は二九の(3)で述べたようにその海区内の漁業調整を行うが、海区は一本の線で厳密に区分されているものではない(その(参考)を参照)ほか、海区の境界附近には常に両海区の入会関係があるといつてよい。また、沖合漁業や漁船漁業などは二海区以上にわたつて操業する機会が多い。

したがって、海区は一つの調整の単位ではあるけれども、海区に固執すると「漁業調整」に支障があり、また「海区エゴ」とか「府県エゴ」等を招きかねない。

それで、二つ以上の海区を合わせた「連合海区漁業調整調整委員会」(以下この章で「連合委員会」という。)の制度がある。

×

×

×

講座 漁業法入門

(第十二回)

浜本幸生

(水産庁沿岸漁業課)

三二、委員会指示(第六七条)

海区漁業調整委員会は、先月号の二九で述べたように、その権限として指示権を持ち、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権・入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止及び解決を図るなど「漁業調整」のために、関係者に対し、必要な指示をすることができ、これは「委員会指示」と呼ばれる。

委員会指示は、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事柄について、随時に局地的な漁業調整を図るために発動されるものであって、関係者全部に対して、採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「……すべし」という義務をも課しうるのである。

しかし、委員会指示違反ということでは、なんら罰則が加えられない。指示に従わない者がいる

ときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令(「裏付け命令」と呼ばれる。)を出すよう申請し、知事がそれを受けて裏付け命令を出したのになお指示に従わないときに、その者は知事の裏付け命令の違反として罰則が課せられる。

このような指示違反に対する取扱いからみても、委員会指示は、法令ではなくて漁業社会における自治的な内部規律であり、かつ、関係漁民によって指示が守られ、ほとんど指示違反が考えられないということを前提にしているのであって、漁民の道義心を信頼しており、関係漁民の総意に基くところの「紳士協定」が委員会指示であるといえるのである。

したがって委員会指示の内容は、関係者にとつて守り得るような限度内のものであり、大多数の漁民に納得されうる内容のものでなければならぬことも、要請されるのである。

しかし、ややもすると委員会は海区の枠にとらわれ排他的になり、他海区や他県の漁業者の入会操業を拒む傾向があるが、これは委員会指示の目的とする「漁業調整」に反することとなるから、漁場利用に関して大局的に判断すべきである。

そしてまた、先月号の三一で述べたように、二つ以上の海区の漁民にわたる入会操業については、関係海区で連合海区漁業調整委員会を設置して「漁業調整」を図る制度があり、連合海区の委員会指示は、単海区の委員会指示に優先するのである。

三三、内水面における第五種共同漁業権制度(第一二七条)

(第一二九条)

内水面における漁業の実態は、海面に比べて著しく性格を異にしている。すなわち、漁業を専業とする者が非常に少く、農業商業等の副業として漁業をやる者が大部分であること、内水面は自然の豊度が低い上に立地条件から操業が容易なために、資源が枯渇するおそれが大きくて増殖しなければ漁業が成り立たないこと、レクリエーションとしての釣りが普及し、しかも地元外から来る釣り人が多いこと等、漁場条件、漁場利用状態その他の面で海面における漁業とは甚しく相違している。

(1) 増殖義務と公共的性格

以上のような内水面漁業の実態に於いて、内水面における第五種共同漁業権には、増殖義務が付されるなど非常に公共的な性格の漁業権とされている。すなわち、

① 内水面(琵琶湖などの湖沼で海面として指定されたものを除く。)の共同漁業権は、「第一種共同漁業」すなわち、そう類(ひし等)、貝類(しじみ等)又は定着性の水産動物(えむし等)を対象とするもの以外は、漁法のいかんを問わずすべて「第五種共同漁業」とされている。

(第六条五項五号)、この第五種共同漁業の免許には、その内水面が水産動植物の増殖に適した環境条件であることと、免許を受けた者がかならず増殖をするという、二つの要件が必要とされている。

② そして、漁業権を免許された後に、漁業権者が行う増殖が不十分であるときは、知事は増殖計画を示してこれに従って増殖するように命じ、なおもこれに従わないときには、かならず漁業権を取り消すことにしている。

③ また、この漁業権は漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、「組合管理漁業権」として免許されるが、これは、漁協、漁連を管理団体として、これに漁業権を免許して内水面の管理及び増殖を進めるためなのである。(国や地方公共団体に代って、内水面の管理、増殖をしているといえる。)

④ したがって、内水面では漁協、漁連は管理、増殖団体である性格から、内水面組合の組合員には、漁業者、漁業従事者のほかに、単なる「水産動植物の採捕又は養殖をする者」を含ませて(水協法第一八条二項)、その内水面を利用し、育成する者をすべて組合に網羅するようにしている。

(2) 遊漁規則と遊漁料

今まで述べてきたこの漁業権の公共的な性格から、この漁業権の権利者たる組合は、「遊漁規則」を定めることによって、「その組合員以外の者の採捕」つまり、漁業権者たる組合に加入して

いない者の採捕(これを「遊漁」という。普通にいわれる遊漁とは意味が異なる。)を制限し、また「遊漁料」を徴収することができる(第一二九条)。

ただし、「遊漁」すなわち員外者の採捕の制限の範囲、程度は、自己の組合員に対しての「漁業権行使規則」による制限の範囲・程度とことさらに差等を設けることはできず、遊漁を不当に制限することは許されていない。

また、「遊漁料」は、組合が義務として行っている(前項の①、②参照)増殖及び漁場管理の費用を、その組合員と同様に一般遊漁者にも負担させる趣旨である(魚を釣る代償ではない)ので、「遊漁料の額」は、稚魚購入費、運搬費等の増殖費用の額及び漁場管理のための人件費等の費用の額に比べて、妥当なものであることが要件となっている。

遊漁規則の制定・変更は、知事の認可を必要とし、知事は認可をしたならば、県公報等によって、遊漁規則の内容、施行日等を一般に公示する。

(注) 遊漁規則は、漁業権者が定め、組合に入っていない一般人を対象とするものである。数組合共有の漁業権の場合でも、一箇の規則しか作成しない。この点が漁業権行使規則の場合(五月号の一(2)参照)と違う。

三四、内水面漁場管理委員会

(第一三〇条~第一三二条)

内水面漁場管理委員会(以下この章では単に

「委員会」という。)は、「漁業調整機構」の一つとして、各都道府県に設置され、その都道府県の区域内における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。(海面のように海区ごとに置かれるものではない。なお、この章の解説については一月号の二九を参照されたい。)

委員会は、海面における海区漁業調整委員会と同じ仕事——漁業権の免許等について調査審議し、入漁権に関する裁定をし、土地及び土地の定着物の使用の裁定、委員会指示等——のほかに、増殖に関する仕事——増殖計画の作成、実施等——をする。

委員会の委員は、その都道府県内の内水面の漁業者の代表、同じく一般採捕者の代表及び学識経験者から、知事が任命する。

委員の定数は、普通は一〇人であるが、その都道府県の内水面の事項によって、一人から八人までの定数が定められている。

(注) 海面のような選挙はなく、また各部門別の委員の定数は法定されていない。

『磯漁の話』

定価一、二〇〇円

漁協経営センターへお申込み下さい。